・　**設備設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲**

□　階数が3以上で床面積の合計が5000㎡を超える建築物の設備設計

様式①‐2

　　　　　　　　　　　　　　　　（該当であればチェックをしてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **建築士の業務範囲** | 木造 | 木造以外 |
| 高さ、階数 | 平家建 | 2階建 | 3階建 | 高さ＞16mまたは4階建（地階を除く。）以上 | 高さ≦16m | 高さ＞16mまたは4階建（地階を除く。）以上 |
| 平屋又は2階建 | 3階建 |
| 延べ面積　㎡ | 30以下 | □ 誰でも | 　 | * **構造**

**一級** | □誰でも | 　 | □一級　（法20条一号又は二号は**構造一級**） |
| 30＜　≦100 | □　二級　 |
| 100＜　≦300 | □ 木造 |
| 300＜　≦500 | □ 二級　 | □一級　（法20条二号は**構造一級**） |
| 500＜　≦1000 | 一般 |
| 特殊 | □一級　（法20条二号は**構造一級**） |
| 1000超える | 一般 | □ 二級 | 　 |
| 特殊 |  |

**・　建築士及び構造設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲**

特殊：学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーディトリアムを有する）、百貨店で延べ面積500㎡超

構造一級：構造設計一級建築士の関与を必要とする建築物を示す

増改築：増改築の場合の延べ面積は、増改築に係る部分で見る。

法20条一号：高さが60mを超える建築物

法20条二号：高さが60m以下の建築物で以下に該当するもの

□　①木造の建築物（4階建（地階を除く。）以上又は高さ16m超）

□　②鉄筋コンクリート造の建築物（高さ20m超）

□　③鉄筋鉄骨コンクリート造の建築物（高さ20m超）

□　④鉄骨造の建築物（4階建（地階を除く。）以上、高さ16m超）

□　⑤補強コンクリートブロック造の建築物（4階建（地階を除く。）以上）

□　⑥国土交通大臣が指定する建築物（平成19年国土交通省告示第593号）

いずれかの1つに該当する場合は有。該当しない場合は無：　有　　・　　無

チェックしてください

無の場合

□：構造一級建築士関与不要ＯＫ

チェックしてください

チェックしてください

②

①

有の場合、①又は②のいずれかを選択

構造一級建築士の確認

法適合確認の構造一級建築士の確認

士法第20条の2第1項の表示の欄に記入

士法第20条の2第3項の表示の欄に記入

* ：構造一級建築士

関与ＯＫ

* ：法適合確認の

構造一級建築士ＯＫ